

## 豊橋市民病院テレビ付床頭台等運営事業に関する覚書（案）

豊橋市民病院（以下、「病院」という。）におけるテレビ付床頭台等運営事業（以下、「本事業」という。）について、豊橋市長 浅井由崇（以下、「甲」という。）と〇〇 代表取締役 △△（以下、「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

### （使用許可申請）

- 第1条 乙の売店等の運営は、行政財産目的外使用許可を得たうえで行うものとし、乙は甲に対し、行政財産使用許可申請書を提出し、使用許可を受けるものとする。ただし、乙が売店等運営事業者としてふさわしくないと認められるときは、甲は使用許可しないことができる。
- 2 前項の使用許可は、申請書の提出年度末までの期間とする。ただし、乙の運営状況が良好で、許可内容、条件等に違反がない場合は、原則として4回まで更新できるものとする。

### （本事業の内容）

- 第2条 本事業に関する事項及び運営条件等は、下記によるものとする。
- (1) 本覚書
  - (2) 売店等運営事業者募集要項等（以下「募集要項」という。）
  - (3) 乙が提出した提案書等（以下「提案書」という。）
  - (4) 行政財産目的外使用許可に係る指令書（以下、「許可書」という。）
- 2 前項第1号については、本事業の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときに甲乙協議のうえ、変更することができる。なお、変更内容を書面を取り交わすものとする。
- 3 第1項に掲げる項目の間に矛盾又は齟齬がある場合は、許可書、本覚書、募集要項、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。ただし、提案書において高位の事項を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。
- 4 乙は、本事業に伴い病院へ進入する者について、事前に甲へ緊急時の連絡先を提出するものとし、訂正等があれば速やかに甲へ報告するものとする。なお、提出されたリストと照合するため、病院へ進入する者は、常に何らかの身分証明を携帯しなければならない。

### （控室等における工事及び設備の設置等）

- 第3条 控室等の内外装工事の施工または設備等の設置並びに既存設備の改造等を行う場合は、甲の承認を得た上で乙の負担で行い、原則として乙の責任において保守管理を行うものとする。
- 2 病院の受変電設備等に負荷増大が生じる恐れのある設備等の設置は、原則認めない。
- 3 乙が仕様書等または提案事項に定める設置設備に変更を加える場合は、書面により申請し、書面による甲の承認を得て行うものとする。

### （控室等の設備）

- 第4条 次に掲げる病院の既存設備については、その保守管理や費用負担を原則として甲が行うものとする。
- 内線電話、空調設備、電源設備、消防設備（ただし、乙が用意した設備を除く）
- 2 前項の設備について、乙は本事業の範囲内でのみ利用することができるものとする。ただし、日常的な管理は乙が行い、異常や故障等が発生した場合は、乙は甲へ速やかに報告するものとし、その原状回復費用は乙に過失が無い限り甲が負担するものとする。
- 3 前2項については、乙による施工や設置並びに改造がある場合はこの限りでなく、その保守管理や費用負担について協議により決定するものとする。
- 4 電源設備のうち発電回路については、停電時優先的に病院の機能を保全するため、甲の判断に

より電力を遮断できるものとする。これにより生じた直接的または間接的な乙の損害については、甲は免責されるものとする。

#### (使用料)

第5条 乙は、提案書に基づき、許可書の許可条項に定める使用料を甲へ納付するものとする。

#### (光熱水費)

第6条 乙は、事業運営に係る光熱水費のうち、ランドリーに係る部分は、許可書の許可条項に基づき前条の使用料とともに光熱水費を納付するものとする。

2 ランドリー以外の光熱水費については前条の使用料に含むものとする。

#### (清掃及びゴミの処理)

第7条 本事業の運営に係る清掃については、乙の責任により行うものとし、常に清潔な状態を保たなければならない。

2 本事業により発生する廃棄物は、下記のとおり分別したうえで甲が指定する場所へ乙が運搬するものとし、処分費用は甲が負担するものとする。ただし、平時と比して著しく廃棄が生じる場合は、その処分費用について協議するものとする。

- (1) 可燃物
- (2) 不燃物
- (3) ビン・缶
- (4) ペットボトル
- (5) ダンボール

3 前項の分別方法等に変更があった場合は、乙は甲の指示に従うものとする。

4 リサイクル家電に該当するテレビ、洗濯機及び冷蔵庫の廃棄物が発生する場合は、乙の責任において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「その他関係法令」を遵守し収集運搬業務や処分を実施しなければならない。なお、家電リサイクル券は乙が用意すること。

#### (売上報告等)

第8条 乙は、毎月甲の指定する日までに前月分の本事業に係る売上報告を甲へ行うものとする。なお、報告書は使用料が明瞭に算定可能であれば任意の様式も可とするが、報告月の日ごとの総売上が記載された販売明細書の写しを添付するものとする。

#### (広告掲示)

第9条 乙は、店内及び甲が指定する場所へ、本事業に関することに限り広告等を掲示することができる。ただし、甲が本事業としてふさわしくない内容と判断する場合は、この限りでない。

2 各団体等から依頼されるイベント案内等告知広告については、原則として掲示不可とする。

#### (進入禁止時間帯)

第10条 防犯及び管理上の観点より、原則として深夜における乙の病院への進入を禁止するものとする。ただし、営業準備や緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

2 進入禁止時間帯に病院へ進入する場合は、原則として事前に甲の承認を得るものとする。

#### (商品の搬入等)

第11条 乙の商品の搬出入に使用する台車等は乙が用意するものとし、搬出入経路については、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 搬入した商品や資器材は、通路等へ放置してはならない。
- 3 商品の搬入に関し、乙は以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 進入時と退去時に防災センターで記帳すること。ただし、従業員については第2条第4項のリストに記載がある者に限り、記帳は免除できるものとする。
  - (2) 防災センターで鍵類の貸出を受ける場合は、貸出簿に必要事項を記載しなければならない。なお、貸出を行う鍵類は、事業に関係の無い箇所の貸出は行わない。
  - (3) 貸出を受けた鍵類は、受けた本人以外への貸与（いわゆる又貸し）をしてはならない。
  - (4) 病院へ進入する者は、その目的を達成次第速やかに退去すること。特に夜間帯においては、むやみに病院内を徘徊してはならない。
  - (5) 荷解室扉の閉鎖時間帯（平日 20:30～翌 6:20、休日 18:00～翌 6:20）に納品を行う場合は、必ず防災センターで記帳等を行い鍵類の貸出を受けた後、荷解室から納品を行うこと。また納品後、速やかに防災センターへ鍵類を返却すること。
  - (6) 乙の控室に対し、乙が機械警備等独自のセキュリティ機能を設置する場合は、セキュリティ解除のための鍵類を甲へ預けるものとする。その場合は、依頼書とともに鍵類のリストを甲へ提出するものとする。

#### （病院業務への協力）

第12条 乙は、病院に関する以下の事項について甲から要請があった場合、全面的に協力するものとする。

- (1) 電気設備点検、法定点検及びその他の点検
- (2) 施設の修繕・改修工事
- (3) 病院の行う避難訓練や研修等
- (4) 災害発生時や緊急時における病院の指示
- (5) その他病院運営上必要な事項

#### （従業員の駐車場）

第13条 乙の従業員等が通勤に使用する自家用車について、病院に申請した場合に限り、病院の駐車場を利用することができる。ただし、駐車場所は甲の指示によるものとし、乙は使用許可年度ごとに駐車場使用協力金を甲へ支払うものとする。

#### （本事業の運営に関する甲の実施する事項）

第14条 本事業の運営に関し、甲は以下の事項を行うものとする。

- (1) 乙から預かった鍵類の善管注意義務
- (2) 夜間帯等において甲が発見した控室の施錠忘れに係る施錠や、不審者・火災等に対し、甲の可能な範囲での対応
- (3) 乙が管理する場所や機器等について緊急事態が発生した場合の、乙が提出した緊急連絡先に基づく連絡

#### （本事業の運営に関する甲の免責事項）

第15条 本事業の運営に関し、甲の故意や重過失が無い限り、甲は以下の事項について免責されるものとする。

- (1) 乙が管理する場所や機器等の盗難・破壊・滅失等

- (2) 乙から預かった鍵類の破損・紛失・盗難等およびそれに伴う損害
- (3) 乙から預かった鍵類の貸出に関し、返却忘れ・紛失等により貸出が行えなかった場合の損害
- (4) 乙へ鍵類の貸出を行った後、その貸出以降に乙の管理する場所等で起きた損害
- (5) 甲が発見した控室の施錠忘れに係る施錠や、不審者・火災等についての甲の対応義務
- (6) 乙が管理する場所や機器等において緊急事態が発生した場合の、甲の緊急連絡の遅れ等による損害

(秘密の保持)

- 第16条 甲及び乙は、本事業に関連して知り得た相手方の業務上の秘密について、本覚書締結後は、覚書の有効期間内のみならず、終了後も相手方の許可なく第三者へ漏洩もしくは開示し、または本覚書の目的以外には使用してはならない。
- 2 甲及び乙は、本事業に関連して知り得た個人情報について、本覚書締結後は、覚書の有効期間内のみならず、終了後も関連する法令、ガイドライン及び自らが定める規定等を遵守し、相手方が定める規定等を尊重して取り扱わなければならない。
- 3 甲及び乙は、故意及び重大な過失により前2項に違反し、相手方に損害が生じた時は、その損害を賠償しなければならない。

(覚書の解除)

- 第17条 第1条第2項に認める期間内において、乙が自己都合により本覚書を解除しようとする時は、解除しようとする日の6か月前までに書面をもって甲に通知しなければならないものとし、甲乙協議により解除できるものとする。

(その他)

- 第18条 本書等に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

以上本覚書の証しとして本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月 日

甲 愛知県豊橋市今橋町1番地  
豊橋市長 浅井 由崇

乙